

取り付けましたか？



住宅用火災警報器

住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器の設置義務化（平成18年6月1日）から10年が経ちました。かすみがうら市における住宅用火災警報器の設置率は毎年上昇していますが、まだ全国設置率には届かない状況です。また、これからは定期的な維持管理が必要になってくる時期となります。

平成28年6月1日現在

（総務省報道発表）

- ・全国設置率：81.2%
- ・茨城県設置率：74%

・かすみがうら市：74%



住宅用火災警報器は、 10年を目安に交換を おすすめします！

なぜ住宅用火災警報器の交換が必要なのか？

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため危険です。10年を目安に交換をおすすめします。

設置時期を調べるには？

火災警報器を設置したときに記入した『設置年月』または、本体に記載されている『製造年』を確認してください。



記入例

設置年月 2015年9月

●取扱説明書は、大切に保管してください。

作動を確認し、音を聞いてみるのも忘れずに！

新しい火災警報器に交換したら？

新しい火災警報器の本体の側面などに油性ペンで『設置年月』を記入しましょう。

定期的に作動確認し、音を聞きましょう！本体のボタンを押す、またはひもを引いて作動確認しましょう。

※目安は年2回程度です。

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

●定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

ピピ、
ピーピーピー

ピーピーピー
火事です



注) 警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。

...

しーん



●それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

※電池切れと判断した住警器が、設置から10年以上経過している場合は、内部電子機器の劣化が進んでいるおそれがあるため交換をお奨めします。

平成 28 年度事業として、西消防署に高規格救急車を導入！



かすみがうら市消防本部西消防署に新しい救急車が配備され、平成28年9月から運用を開始しました。

この救急車は総務省消防庁の補助を受け、高度救命処置用資機材を積載した高規格救急車です。救急救命士が行う救命処置の機材や医療用モニター、振動に強いベッド等の最新機材を積載し、救急体制の充実強化を図ります。また、大規模な災害の際には他都市と積極的に連携を図り、緊急消防援助隊としても出動する重要な役割も担っています。



秋季火災予防運動 11月9日～15日

かすみがうら市消防本部

かすみがうら市上土田501番地

☎0299-59-0119

平成28年度全国統一防火標語

「消しましょう その火その時 その場所で」

